

平成 29 年 9 月 20 日

社会保険（健康保険・厚生年金保険・雇用保険）の改訂保険料率

*健康保険料率：平成 29 年 3 月分～適用 *厚生年金保険料率：平成 29 年 9 月分～適用

*介護保険料率：平成 29 年 3 月分～適用 *児童手当拠出金率：平成 29 年 4 月分～適用

*雇用保険料率：平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日まで適用

注釈

- ① 健康保険（4 月納付）・厚生年金（10 月納付）は、毎年料率に変更される。
- ② 健康保険料率だけが（協会けんぽ）各都道府県で決めている為料率が異なります。
- ③ また、介護保険料は設定料率 1.65%のうち、40～64 歳までの加入割合 52.3%を乗じて、その折半を事業主と個人が負担する。 $(0.0165 \times 0.523 \div 2 = 0.00431)$ となる）尚、法定福利費(事業主負担分)の見積は、現場所在地の都道府県料率で計算して下さい。

<保険料率> 例：大阪府の場合（健康保険は協会けんぽ）

	合計	事業主負担	個人負担
健康保険料	10.130%	5.065%	5.065%
介護保険料	1.650%	0.431%	0.431%
健康保険 計 ①	11.780%	5.496%	5.496%
厚生年金保険料	18.300%	9.150%	9.150%
児童手当拠出金料	0.230%	0.230%	0%
厚生年金 計 ②	18.530%	9.380%	9.150%
雇用保険料 ③	1.200%	0.800%	0.400%

合計①+②+③	31.510%	15.676%	15.046%
----------------	----------------	----------------	----------------

注：介護保険料 $0.0165 \times 0.523 \div 2 = 0.00431$ となる。

<近畿 2 府 5 県の保険料率>（事業主負担分 単位：%）

	大阪	京都	兵庫	滋賀	奈良	和歌山	福井
健康保険料	5.065	4.995	5.030	4.960	5.000	5.030	4.995
介護保険料	0.431	0.431	0.431	0.431	0.431	0.431	0.431
厚生年金料保険料	9.380	9.380	9.380	9.380	9.380	9.380	9.380
雇用保険料	0.800	0.800	0.800	0.800	0.800	0.800	0.800

合 計	15.676	15.606	15.641	15.571	15.611	15.641	15.606
------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------

注：児童手当拠出金 0.230（全額事業主負担）は、厚生年金保険料に含んでいる。